

令和4年 第5回定例教育委員会

令和4年5月19日(木)
午後3時30分から
宮代町役場202会議室

1 開会の宣言

教育長

2 あいさつ

3 概要報告

4 事務局報告

(1) 学校教育関係

ア 6月の行事予定について P1

5 審議案件

議案第17号 宮代町学校評議員の委嘱について P3

議題第18号 宮代町いじめ不登校対策連絡会議設置要綱の一部を改正する
要綱について P6

議案第19号 教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価委員の委
嘱について P11

議案第20号 宮代町学校給食運営審議会委員の委嘱について P14

議案第21号 宮代町学校給食研究委員会委員の委嘱について P17

議案第22号 宮代町家庭学習用モバイルルーター貸与事業実施要綱の制定に
ついて P20

6 その他

7 次回教育委員会について

8 閉会宣言

教育長

(1) 学校教育関係

ア 6月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

日付	小学校	中学校
1日(水)	表札訪問(須)眼科検診(須) 個人面談(～3日)(百) 登校指導(東) 心肺蘇生法研修(笠)	歯科講話(1年)(前)
2日(木)		
3日(金)	硬筆競書会(東) 全校遠足(笠)	学総大会地区予選会(水泳)〈中〉 中間テスト(須) スマホ安全教室(須)
4日(土)		
5日(日)		開校記念日(前)
6日(月)	心肺蘇生法研修(須) 田んぼの学校(5年)(百) プール開き(百)(東)	内科検診(3年)(須)
7日(火)	硬筆展(～11日)(東) プール開き(笠)	
8日(水)	歯磨き指導(4年)(須) 田植え(5年)(東)	生徒総会(前)
9日(木)	スクールガード連絡会議(東) 登校指導(笠)プール開き(須) 不審者対応避難訓練(笠)	
10日(金)	全校遠足(須) 小中連携あいさつ運動(笠)	通信陸上県大会〈中〉 生徒会あいさつ運動笠原小へ(百)
11日(土)	土曜授業(東)学校運営協議会(東) 学校保健委員会(東)	通信陸上県大会〈中〉
12日(日)		
13日(月)	登校指導(須) 第1回学校評議員会(須) 芸術鑑賞会(百)	
14日(火)	リコーダー講習会(3年)(百)	
15日(水)	自転車運転免許試験(4年)(東) 自然教室(5年)(～16日)(笠)	学総大会地区予選会(陸上)〈中〉 内科検診(3年)(百) PTAあいさつ運動(百)
16日(木)		東部地区学力検査〈中〉 学総大会地区予選会(体操)
17日(金)	小中連携あいさつ運動(東)	生徒会あいさつ運動東小へ(百)
18日(土)	土曜授業参観・引き渡し訓練(百) 硬筆展覧会	

19日(日)	硬筆展覧会	
20日(月)	第1回学校応援団連絡会(須) 表札訪問(東) 社会科見学(6年)(東)	第1回学校評議員会(前) 薬物乱用防止教室(全生徒)(須)
21日(火)	ふれあいデー(須)(百)(東)(笠) 社会科見学(6年)(須) 学校評議員会・学校関係者評価委員会(百) 民生委員・児童委員連絡協議会(東)	ふれあいデー(須)(百)(前)
22日(水)	宮代特別支援学校との交流会(4年)(百)	
23日(木)		
24日(金)	表札訪問(東) 校外学習(4年)(笠)	
25日(土)		土曜授業(前)
26日(日)		
27日(月)	民生委員・児童委員連絡会(須) 表札訪問(東)	期末テスト(前)
28日(火)		期末テスト(百)(前)
29日(水)	表札訪問(東)	期末テスト(百) 非行防止教室(百) 薬物乱用防止教室(2年)(前)
30日(木)		

イ 6月の事業予定について(教育委員会主催事業)

日付	内 容	場 所
2日(木)	第1回就学支援委員会	役場 202 会議室
7日(火)	I C T研修会	オンライン
14日(火)	第1回いじめ不登校対策連絡会議	役場 202 会議室
15日(水)	体力向上推進委員会	役場 202 会議室
16日(木)	小中一貫教育推進委員会	役場 202 会議室
17日(金)	第1回子ども環境会議	役場 202 会議室
22日(水)	英語活動・英語教育推進委員会	役場 204 会議室
23日(木)	I C T研修会	オンライン

議案第17号

宮代町学校評議員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町学校評議員に委嘱することについて議決を求める。

令和4年5月19日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町学校評議員に委嘱したいので、宮代町学校評議員設置要綱第4条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

別紙

宮代町学校評議員名簿

任期 令和4年4月1日～令和5年3月31日

NO.	学校名	氏名
1	須賀小学校	大川 香
2		矢部 久成
3		野本 俊男
4		三笈 隆司
5		吉永 勝治 (本年度から)
6	百間小学校	国川 恵子
7		成田 稔
8		金子 輝男
9		杉村 健
10		渡邊 和夫
11	笠原小学校	島村 姪子
12		松本 和俊
13		邑田 一夫
14		青田 文男
15		式田 正利
16	百間中学校	下 康浩
17		三浦 一江
18		新井 庸一
19		土淵 早苗
20		上野 雅子 (本年度から)
21	前原中学校	根岸 勝恵
22		吉田 シゲ子
23		中田 紀子
24		中野 松夫
25		杉村 健

【資料】宮代町学校評議員設置要綱

平成13年3月27日 教委要綱第1号

(目的)

第1条 宮代町小・中学校は、校長を中心に、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めるために、各学校に学校評議員を置くものとする。

(設置)

第2条 事務局は、町内各小・中学校に置くものとする。

(組織)

第3条 学校評議員は、各小・中学校5名を原則とする。

(任期)

第4条 学校評議員は、校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。任期は1年とする。

(学校評議員の役割)

第5条 学校評議員は、校長の学校運営を支援するものとする。

(1) 校長は、学校運営に関し、必要に応じてそれぞれの学校評議員から、意見を求めることができる。

(2) 校長は、前号の意見を求めるにあたり、学校運営に関する方針などを説明する義務がある。

(3) 校長は、学校評議員の意見を聴き、学校経営に反映するか否かの判断を行う。

(守秘義務)

第6条 学校評議員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会議)

第7条 校長は、学校評議員の意見を聴くために、必要に応じ、学校評議員を集めて会議を開くことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、学校運営に関する必要事項は、実施要項に定める。

附 則

議案第18号

宮代町いじめ不登校対策連絡会議設置要綱の一部を改正する要綱について

別紙のとおり宮代町いじめ不登校対策連絡会議設置要綱の一部を改正することについて議決を求める。

令和4年5月19日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

宮代町教育支援センターが開設されたことにより、宮代町いじめ不登校対策連絡会議の構成の一部を変更するものである。

宮代町いじめ不登校対策連絡会議設置要綱の一部を改正する要綱
宮代町いじめ不登校対策連絡会議設置要綱（平成27年宮代町教育委員会告示第
8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第6号を次のように改める。

(6) 宮代町教育支援センター長

附 則

この告示は、制定の日から施行する。

宮代町いじめ不登校対策連絡会議設置要綱の一部を改正する要綱新旧対照表
(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(組織) 第3条 (略) 2 連絡会議は次に掲げる構成員により組織する。 (1)～(5) (略) <u>(6) 宮代町教育支援センター長</u> (7)～(15) (略)</p>	<p>(組織) 第3条 (略) 2 連絡会議は次に掲げる構成員により組織する。 (1)～(5) (略) <u>(6) 宮代町教育相談員</u> (7)～(15) (略)</p>

【資料】宮代町いじめ不登校対策連絡会議設置要綱

平成 27 年 6 月 5 日

教育委員会告示第 8 号

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 14 条第 1 項の規定に準じて、宮代町いじめ不登校対策連絡会議(以下、「連絡会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 所掌内容は、次のとおりとする。

- (1) いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること。
- (2) 町内におけるいじめ問題・不登校の現状把握、分析等に関すること。
- (3) その他いじめ問題・不登校の解決に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 連絡会議は、宮代町教育委員会教育長(以下、「教育長」という。)が招集する。

2 連絡会議は次に掲げる構成員により組織する。

- (1) 学校管理職(校長又は教頭)
- (2) 生徒指導主任又は教育相談主任又は養護教諭
- (3) 市町村配置相談員
- (4) スクールカウンセラー
- (5) スクールソーシャルワーカー
- (6) 宮代町教育相談員
- (7) 人権擁護委員代表者
- (8) 主任児童委員
- (9) 警察経験者
- (10) 学識経験者
- (11) 宮代町 PTA 連絡協議会役員
- (12) 人権担当町職員
- (13) 社会福祉担当町職員
- (14) 児童福祉担当町職員

(15) 町教育委員会事務局職員

3 教諭等の参加者は、学校の実態により学校長が決定する。

4 教育長が必要と認めた時は、第2項各号以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会長等)

第4条 連絡会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定め、会議の執行に当たる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、原則として年3回開催し、そのうち1回を第3条第2項に定める第1号から第15号の構成員による全体会議、他の2回を第1号から第6号及び第15号の構成員による事務部門会議とする。

2 教育長は、前項に定める会議のほか、必要に応じ臨時の全体会議又は事務部門会議を招集することができる。

(庶務)

第6条 第3条第2号に定める第9号～第11号の委員に、予算の範囲において謝金を進呈する。

第7条 連絡会議の庶務は、宮代町教育委員会事務局にて処理する。

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月5日から施行する。

議案第19号

教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価委員の委嘱について

別紙の者を宮代町教育委員会の事務に関する点検評価に係る委員に委嘱することについて議決を求める。

令和4年5月19日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価実施要領第3条第1項の規定により評価委員に委嘱したいので、この案を提出するものである。
なお、委嘱期間は令和4年6月1日から点検評価を終えるまでの間とする。

別紙

教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価委員

任期 令和4年6月1日～点検評価終了まで

	氏 名	選 出 分 野
1	小島 隆子	元小学校長
2	杉村 健	宮代町PTA連絡協議会
3	石田 俊幸	宮代町体育協会

【資料】教育委員会の事務に関する点検評価に係る第三者評価実施要領

平成25年3月14日 教委訓令第3号

(趣旨)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき宮代町教育委員会が行う教育委員会の事務に関する点検評価（以下「点検評価」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(第三者評価)

第2条 点検評価の実施に際しては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するとともに、客観性を確保するため、第三者による評価を行うものとする。

(評価委員)

第3条 前条に定める評価を行うための委員（以下「評価委員」という。）は、教育に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 評価委員の定数は3名以内とする。

(所掌事項)

第4条 評価委員は、点検評価について公正・中立の立場から検証し、意見を提出するものとする。

(任期)

第5条 評価委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から、所掌事項が終える日までとする。

(会議等)

第6条 評価委員の会議は、教育委員会が招集する。

(謝金)

第7条 評価委員には、謝金を進呈する。

(関係資料の提供)

第8条 教育委員会事務局は、評価委員の評価に資するため、評価対象の事務事業に関し、客観的資料を提供しなければならない。

議案第20号

宮代町学校給食運営審議会の委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を学校給食運営審議会の委員に委嘱することについて議決を求める。

令和4年5月19日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町学校給食運営審議会の委員に委嘱したいので、宮代町学校給食運営審議会条例第3条及び第4条の規定により、この案を提出するものである。
なお、任期は令和6年3月31日までとする。

宮代町学校給食運営審議会名簿

任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日

	氏名	所属	備考
1	鈴木 仁志	学校医代表	町医師会長
2	佐々木 温子	学校歯科医代表	
3	井浦 剛	薬剤師代表	
4	吉田 理恵	保健所職員	担当課長
5	吉田 シゲ子	識見を有する者	食生活改善推進員協議会
6	高野 桂子	須賀小学校長	
7	塚越 健一	百間小学校長	
8	小山 裕之	東小学校長	
9	山口 隆夫	笠原小学校長	
10	谷 義明	須賀中学校長	
11	鈴木 修平	百間中学校長	
12	長井 勝利	前原中学校長	
13	野口 実紀	保護者代表	須賀中学校PTA
14	小宮 啓子	保護者代表	東小学校PTA
15	高橋 美里	公募委員	

事務局 小川 雅也（教育推進課主幹兼給食センター所長）

鶴川 裕介（指導主事）

須原 大輔（教育推進課主事）

佐藤 悠子（百間小学校 栄養教諭）

大海 康輔（百間中学校 栄養教諭）

(設置)

第1条 学校給食の適正な運営を図るとともに、児童・生徒の心身の健全な発達に寄与するため、宮代町学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 学校給食の計画に関する事項 (2) 学校給食費に関する事項
(3) 給食内容に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食に関する重要事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校医代表 (2) 学校歯科医代表 (3) 学校薬剤師代表 (4) 保健所職員
(5) 識見を有する者 (6) 公募による町民 (7) 学校長 (8) 保護者の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役職上によって委嘱された者が、その職を離れたときは、委員は解任されるものとする。
3 委員は、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
5 会長及び副会長の任期は、当該委員の任期とする。

議案第21号

宮代町学校給食研究委員会の委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町学校給食研究委員会の委員に委嘱することについて議決を求める。

令和4年5月19日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町学校給食研究委員会の委員に委嘱したいので、宮代町学校給食研究委員会規則第3条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は令和6年3月31日までとする。

宮代町学校給食研究委員会名簿

任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日

	氏 名	所 属
1	塚越 健一	校長会の代表（百間小学校長）
2	中村 浩二	教頭会の代表（笠原小学校教頭）
3	福澤 里菜	給食主任（須賀小学校教諭）（兼養護部会代表）
4	内藤 淑恵	給食主任（百間小学校教諭）
5	蓮見 長子	給食主任（東 小学校教諭）
6	松本 郁衣	給食主任（笠原小学校教諭）
7	佐藤 唯	給食主任（須賀中学校教諭）
8	岡田 麻友	給食主任（百間中学校教諭）
9	下山 未来	給食主任（前原中学校教諭）
10	井浦 剛	学校薬剤師の代表
11	松本 真夕	保護者代表（百間中学校PTA）
12	根岸 由美	保護者代表（須賀小学校PTA）
13	佐藤 悠子	栄養教諭
14	大海 康輔	栄養教諭

事務局

小川 雅也	教育推進課主幹兼給食センター所長
鵜川 裕介	指導主事
高橋 道彰	教育推進課教育総務担当 主査
須原 大輔	教育推進課教育総務担当 主事

【資料】宮代町学校給食研究委員会規則（抜粋）

平成2年3月22日教委規則第2号

最終改正 平成22年9月30日教委規則第5号

（目的及び設置）

第1条 学校給食の質の向上を図るため、宮代町学校給食研究委員会（以下「研究委員会」という。）を設置する。

（調査研究事項）

第2条 研究委員会は、次に掲げる事項を調査研究する。

- （1） 学校給食の献立に関する事項
- （2） 学校給食の衛生、安全に関する事項
- （3） 学校給食の指導に関する事項
- （4） 学校給食の事務に関する事項
- （5） その他学校給食に関して必要な事項

（委員及び組織）

第3条 研究委員会は、委員22人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 給食主任（各学校）
- （2） 栄養士
- （3） 校長会の代表
- （4） 教頭会の代表
- （5） 保護者の代表
- （6） 養護部会の代表
- （7） 学校薬剤師の代表

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役職上によって委嘱された者が、その職を離れたときは、委員は解任されるものとする。
- 3 委員は、再任することができる。

（研究委員会の役員）

第5条 研究委員会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は研究委員会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

議案第22号

宮代町家庭学習用モバイルルーター貸与事業実施要綱について

別紙のとおり宮代町家庭学習用モバイルルーター貸与事業実施要綱を制定することについて議決を求める。

令和4年5月19日

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

この要綱は、自宅学習を実施するにあたり、環境整備に必要なモバイルルーターを家庭に貸与する事業を実施することに関する事項を定めるものである。

宮代町家庭学習用モバイルルーター貸与事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮代町立小中学校に在籍する児童生徒への家庭学習等の実施を支援するため、モバイルルーター（以下「機器」という。）の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 機器を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、宮代町立小中学校に在籍し、自宅におけるインターネット環境の確保に支援が必要な家庭の児童生徒とする。

(貸与の申請)

第3条 機器の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家庭学習用モバイルルーター貸与申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）を宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

2 前項に定める申請者は、前条に定める対象者の保護者とする。

(許可決定等)

第4条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、貸与の可否を決定し、家庭学習用モバイルルーター貸与許可・却下決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 貸与する機器の台数は、対象者1名につき1台とする。ただし、対象者が2名以上いる家庭については、1台を上限とする。

3 教育委員会は、前2条の規定により貸与を決定したときは、機器の貸与の決定を受けた者（以下「利用者」という。）を家庭学習用モバイルルーター貸与事業利用者名簿（様式第3号、以下「利用者名簿」という。）に登録するものとする。

(貸与)

第5条 教育委員会は、学校長と協議のうえ、インターネットを利用した家庭学習を実施しようとするときに利用者に機器を貸与するものとする。

2 機器の貸与期間は、貸与開始日からその日の属する年度の3月31日までとする。

3 利用者は、翌年度も継続して機器の貸与を希望するときは、翌年度の4月1日までに改めて申請書を教育委員会に提出するものとする。

4 利用者は、前条第1項の規定により通知された貸与期間が満了したときは、速やかに機器を教育委員会へ返却しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、貸与期間中に機器を返却するときは、返却日をもって貸与期間が満了したものとする。

(費用負担)

第6条 機器の貸与に関する費用は、無償とする。

2 機器の使用に当たり必要な通信契約は、利用者の責任において行うものとし、通信契約及び通信に要する費用は、利用者が負担しなければならない。

(機器の管理及び譲渡等の禁止)

第7条 利用者は、家庭において機器を利用するときは、対象者が適切に機器を使用するよう指導しなければならない。

2 利用者は、故意または重大な過失により機器を亡失し、破損し、または故障させたときは、速やかに教育委員会に報告し、利用者がその補てんに要する費用を負担しなければならない。

3 利用者は、機器を譲渡し、転貸し、その他教育委員会が認める家庭学習の目的以外に使用してはならない。

(利用の停止)

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、家庭学習用モバイルルーター貸与停止届出書(様式第4号)を教育委員会に提出し、速やかに機器を返却しなければならない。

(1) 対象者が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 機器の貸与の利用を停止するとき。

2 教育委員会は、前項の規定による届出を受理したときは、貸与の決定を取り消し、利用者名簿から削除するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与の決定を取り消し、利用者名簿から削除することができる。

(1) 対象者が第2条に規定する要件に該当しないことが明らかになったとき。

(2) 利用者が虚偽その他不正な手段により貸与の許可を受けたことが判明したとき。

(3) 機器の取扱いが不適切であると認められるとき。

(4) その他教育委員会が貸与の決定を取り消すことが適当であると認められるとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

家庭学習用モバイルルーター貸与申請書

年 月 日

宮代町教育委員会教育長 あて

申請者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

対象者との続柄 _____

家庭学習用モバイルルーターの利用について、宮代町家庭学習用モバイルルーター貸与事業実施要綱第3条の規定に基づき、以下の遵守事項を確認のうえ、申請します。

対象者	氏名	
	学校	宮代町立 _____ 学校（ _____ 年 組）
貸与希望期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※最長の貸与期間は当該年度の3月31日までとなります。	

遵守事項

- 機器は、教育委員会が必要と認める家庭学習等の目的以外に使用しません。
- 貸与期間が満了したときは、速やかに機器（付属品を含む）を返却します。
- 機器の通信契約及び通信にかかる費用を負担します。
- 故意または重大な過失により機器を亡失し、破損し、または故障させたときは、その補てんに要する費用を負担します。

様式第2号（第4条関係）

家庭学習用モバイルルーター貸与 許可・却下 決定通知書

年 月 日

様

宮代町教育委員会教育長

年 月 日付けの家庭学習用モバイルルーター貸与申請につきましては、以下のとおり 許可・却下 しましたので通知します。

対象者	氏 名	
	学 校	宮代町立 学校 （ 年 組）
許可する貸与期間	年 月 日 ～ 年 月 日	

【備考】 ※却下の場合はその理由を記載します。

家庭学習用モバイルルーター貸与事業利用者名簿

番号	利用者氏名	対象者氏名	学校名	クラス	許可日	開始日	満了日	返却日	区分	備考	機器管理番号
				年組	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	新・継		
				年組	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	新・継		
				年組	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	新・継		
				年組	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	新・継		
				年組	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	新・継		
				年組	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	新・継		
				年組	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	新・継		
				年組	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	新・継		
				年組	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	新・継		
				年組	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	新・継		
				年組	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	新・継		
				年組	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	新・継		
				年組	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	新・継		
				年組	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	新・継		
				年組	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	新・継		

家庭学習用モバイルルーター貸与停止届出書

年 月 日

宮代町教育委員会教育長 あて

申請者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

対象者との続柄 _____

家庭学習用モバイルルーターの利用について、宮代町家庭学習用モバイルルーター貸与事業実施要綱第8条第1項の規定に基づき、利用の停止を届出します。

対象者	氏名	
	学校	宮代町立 _____ 学校（ _____ 年 組）
許可された貸与期間	_____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日	
利用を停止する日	_____ 年 月 日	
利用を停止する理由		

宮代町立小中学校に在籍しなくなった。

自宅にインターネットを利用した家庭学習ができる環境を整備した。

その他

（ _____ ）